

はじめに

東京都教育委員会では、「いじめ防止対策推進法」第12条の規定に基づき、平成26年第2回都議会定例会で「東京都いじめ防止対策推進条例」を成立し、条例に基づき「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を策定しました。

本校では、いじめの防止等のための対策として、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、また、「いじめ防止対策推進法」の「いじめ防止基本の方針」並びに「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を参酌し、「東京都立日比谷高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針」を策定しました。

今後、この「東京都立日比谷高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針」に基づき、学校、家庭、地域及び関係機関や団体等と連携して、いじめの防止のための対策等に真摯に取り組んでまいります。本校におけるいじめ問題の未然防止、早期発見及び早期対応の一層の推進に御理解御協力ください。

平成26年度 東京都立日比谷高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

平成26年10月15日
校長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめのない学校づくりに尽力
- (2) 生徒の声を受け止め、しっかり向き合う教職員の対応
- (3) 問題への迅速かつ組織的対応
- (4) 保護者・地域関係機関との連携

2 学校及び教職員の責務

本校及び本校の教職員は、いじめ防止対策推進法の基本理念にのっとり、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校教職員並びに心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

イ 所掌事項

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定に関すること。
- ② いじめ問題への対応に関すること。

ウ 会議

- ① 委員長は、いじめ防止対策に遅れや遺漏が生じないように適宜開催する。
- ② 委員長が不在のときは、副委員長がその職を代理する。

エ 委員構成

- ① 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- ② 委員長は、校長をもって充てる。
- ③ 副委員長は、副校長をもって充てる。
- ④ 委員は、生活指導部主任、保健部主任、養護教諭、1学年主任、2学年主任、3学年主任及びスクールカウンセラーにより構成する。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれな場合もあるため、いじめ対策委員会を支援する組織として、学校サポートチームを設置する。

イ 所掌事項

「学校いじめ対策委員会」の支援に関すること。

ウ 会議

- ① 委員長は、委員会を年3回招集し、主宰する。
- ② 委員長が不在のときは、副委員長がその職を代理する。

エ 委員構成

- ① 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- ② 委員長は、校長をもって充てる。
- ③ 副委員長は、副校長をもって充てる。
- ④ 委員は、学校運営連絡協議会の内部委員並びに協議委員をもって充てる。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 望ましい人間関係の構築

ホームルーム活動や学校行事、部活動への取組を通して人間関係形成・社会形成能力を育成する。

イ 生徒の自主的・主体的な活動の保証

生徒会、各行事実行委員会、各種委員会等の活動に取り組みさせる中で、目標に向かって協働する生徒集団を育成する。

- ② 弁護士等を活用した法教育の実施
- ③ 生徒会等による主体的な取組への支援

(2) 早期発見のための取組

ア 生徒の日常生活からいじめの萌芽を素早く察知する取組

- ① 学級担任による年4回の個人面談の実施
- ② スクールカウンセラーの紹介
- ③ 教科担当と学年担任との日常的な生徒情報の共有
- ④ 学年団と教科担当による拡大学年会の実施（7月）
- ⑤ 東京都教育委員会による学校非公式サイト等の監視結果の活用

イ 保護者・地域との連携

- ① 保護者会や三者面談の活用
- ② 保護者相談の実施
- ③ スクールカウンセラーの保護者への紹介
- ④ 学校サポートチームの活用

(3) 早期対応のための取組

ア 学校いじめ対策委員会を核とした対応

- ① 把握した情報に基づく対応方針の策定
- ② 学校いじめ対策委員会を核とした役割分担の明確化
- ③ 全教職員による情報共有

イ 被害生徒・加害生徒・周囲の生徒への取組

- ① 被害生徒の安全確保とスクールカウンセラー等を活用したケア
- ② 加害生徒に対する組織的・継続的な観察・指導等
- ③ いじめを伝えた生徒の安全確保

ウ 東京都教育委員会・東部学校経営支援センターとの連携

東部学校経営支援センターを介して、東京都教育委員会への報告と東京都教育委員会による支援

エ 保護者・地域との連携

- ① 被害生徒及び加害生徒の保護者との情報共有並びにそれぞれの保護者の対応
- ② いじめ対策保護者会の実施と協力依頼
- ③ P T Aと連携した対応

- ④ 学校サポートチームを通じた警察・児童相談所等との連携・協力
- (4) 重大事態への対処
 - ア 被害生徒の保護・ケア
 - ① 被害生徒の保護
 - ② スクールカウンセラーによるケア
 - ③ 家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア
 - イ 加害生徒へ働き掛け
 - ① 別室での学習の実施
 - ② 警察への相談・通報
 - ③ 懲戒や出席停止
 - ④ 加害生徒とその保護者に対するケア
 - ウ 東京都教育委員会・関係機関との連携
 - ① 東京都教育委員会への報告と連携
 - ② 児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携
 - ③ 東京都教育委員会のいじめ等の問題解決支援チームの活用
 - エ 保護者・地域との連携
 - ① いじめ対策緊急保護者会の開催
 - ② P T A本部役員・運営委員会との連携
 - ③ 民生・児童委員等との連携
 - オ いじめ防止対策推進法に基づく対応
 - ① 法第 28 条に基づく調査
 - ② 法第 30 条に基づく再調査

5 教職員研修計画

(1) 校内研修の実施

生徒指導や教育相談を担当する者の指導力の向上を図るため、「いじめ防止教育プログラム」等を活用し、いじめに対する指導の在り方、カウンセリングの理論とその演習、事例研究等について教職員研修を実施する。

(2) 東京都教育委員会による研修の活用

若手教員や 10 年経験者、20 年程度の経験者を対象とした研修、管理職や主幹教諭等の職層に応じた研修等、あらゆる機会を捉え、できる限り多くの教員がいじめの問題に関する研修を受講する。

また、学校において指導の中核となる生活指導部や保健部の担当教員が専門性向上研修（教育課題）等を受講する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 学校ホームページや保護者会の積極的な活用

学校ホームページや保護者会を積極的に活用し、日頃から学校いじめ防止基本方針等について保護者に対し説明する。

いじめの早期対応の一環として、いじめ対策保護者会を速やかに開催し、保護者に対し情報を提供する。また、これにより保護者との連携・協力関係の構築を図る。

重大事態の際には、東京都教育委員会との連携協力の下、いじめ対策緊急保護者会を開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校対応などについて説明を行う。

- (2) 保護者相談の環境整備
年度当初から、クラス保護者会において個別の相談を随時受け付けることを周知し、保護者が相談しやすい環境を整備する。
- (3) スクールカウンセラーの保護者への紹介
保護者との情報共有やいじめ問題への対応を円滑に行う観点から、スクールカウンセラーの活用について年度当初に文書で周知する。
- (4) 被害生徒、加害生徒の保護者に対するケア
スクールカウンセラーを活用し、被害生徒の保護者のケアを行う。
また、必要に応じ、加害生徒の保護者にも問題解決への協力を依頼する。なお、加害生徒の保護者が自分の子供の指導に悩む場合などは、スクールカウンセラーとの連携下、加害生徒の保護者への助言を行う。
- (5) P T Aの活用
P T A本部役員等に情報提供するなど積極的に連携し、必要に応じて協力を依頼する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 学校サポートチームを通じた警察・児童相談所等との連携・協力
暴行や金銭強要等の犯罪行為などが疑われる場合には、迅速かつ円滑に対応できるよう、学校サポートチームを通じて、警察や児童相談所等と情報を共有し、対応策を協議する。
- (2) 警察への相談・通報
被害生徒に対する暴行や金銭強要などの犯罪行為が行われていると疑われる場合、被害生徒を守るとともに周囲の生徒に被害が拡大しないようにするため、速やかに警察への相談・通報を行う。
- (3) 児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携
深刻ないじめの原因一つとして、被害生徒や加害生徒の家庭に児童虐待等があると疑われる場合には、児童相談所等の福祉機関に速やかに通報する。
また、必要に応じて、スクールカウンセラーの専門的見地 からの助言を踏まえつつ、速やかに医療機関と相談を行う。
- (4) 民生・児童委員等との連携
重大事態においては、 間断なく生徒たちを見守る必要があり、民生・児童委員等の地域人材と積極的に連携し、地域での生徒の見守りや巡回を依頼する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) いじめ防止等に関する学校評価の方法、項目等
学校運営連絡協議会を活用して、学校評価アンケートにより、いじめ防止対策に関する学校内外からの評価を受ける。
本校のいじめ防止対策の取組について評価する観点から、「学校は、いじめ防止対策に組織的に取り組んでいるか」という評価項目を設定する。
- (2) 学校評価に基づく「学校いじめ防止基本方針」の改善の方策
学校評価アンケートの評価結果を基に、策定された「学校いじめ防止基本方針」が、実態を踏まえて機能しているかを点検するとともに、必要に応じていじめ問題対策の総合的な改善を図る。